



鹿児島市内の中小企業等のみなさま

奨学金代理返還支援制度を 導入しませんか？

補助金額
20万円
(定額)

鹿児島市では、物価高騰の影響を受けている従業員等の経済的負担の軽減及び市内事業所における人材の確保・定着を図るため、

奨学金代理返還支援制度（代理返還型※）の 導入を支援します！

※企業等が従業員に代わり貸与団体に直接送金する方法



マグマシティPRキャラクター
火山の妖精「マグニョン」

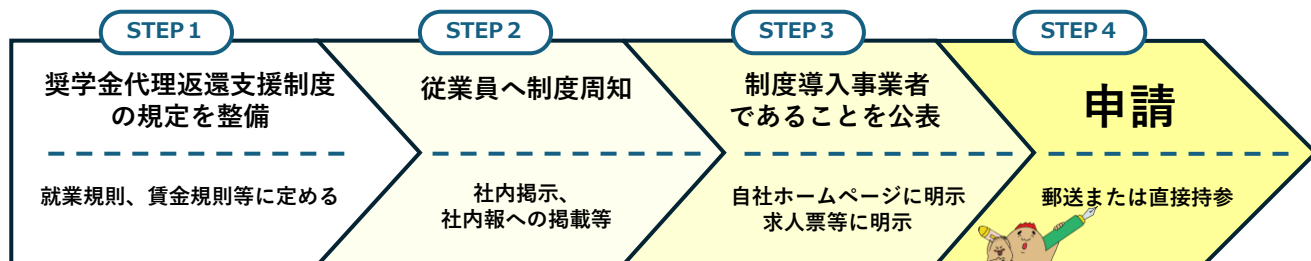
事業概要

従業員等に代わって、事業主が奨学金の貸与団体に奨学金を直接返還する「奨学金代理返還支援制度」を新たに導入した事業者に、20万円の補助金を支給します。

(注) 本事業において奨学金の貸与団体とは、独立行政法人日本学生支援機構をさします。

(注) 本事業は、市内中小企業者等が奨学金代理返還支援制度を導入する費用等（社会保険労務士への相談費用、自社ホームページの改修費用など）の負担軽減のために実施するものです。市内中小企業者等が奨学金代理返還支援制度を運用していくランニングコストを補助するものではありませんので、ご注意ください。

申請フロー



申請期間

令和7年6月2日（月曜日）から令和8年2月20日（金曜日）まで

（注）最終日は令和8年2月20日（金曜日）必着

ただし、予算額に達した場合は、早めに受付を終了することがあります。

支給要件、申請手続き等の詳細は、本市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/koyosuishin/syogakukindairihenkanr07.html>

事業名

鹿児島市奨学金代理返還支援制度導入促進事業

お問合せ

鹿児島市産業局産業振興部雇用推進課

TEL:099-216-1325



主な申請要件

- ・市内に本店又は事業所を有する中小企業事業主（納期の到来している市税を完納しているものに限る。）
- ・令和7年4月1日以降に独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から貸与された奨学金を対象とする奨学金代理返還支援制度を就業規則等で定め、従業員等に周知させていること。
- ・補助金の支給申請をした日（以下「申請日」という。）において、機構に奨学金代理返還支援制度の申込を行っているもの
- ・申請日において、市内に本店又は事業所を有し、市内事業所において雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する被保険者である従業員等が1名以上いること。
- ・申請日から起算して5年以内に法第4条第1項に規定する被保険者である従業員等を雇い入れる意思を有すると認められ、又は奨学金代理返還支援制度の対象となる従業員等が1名以上いること。
- ・補助金の支給決定を受けた日から5年以上、奨学金代理返還支援制度を継続して実施する意思があるもの

（注）申請にあたり上記以外にも要件があります。詳細は申請要領等を必ずご確認ください。

補助金額

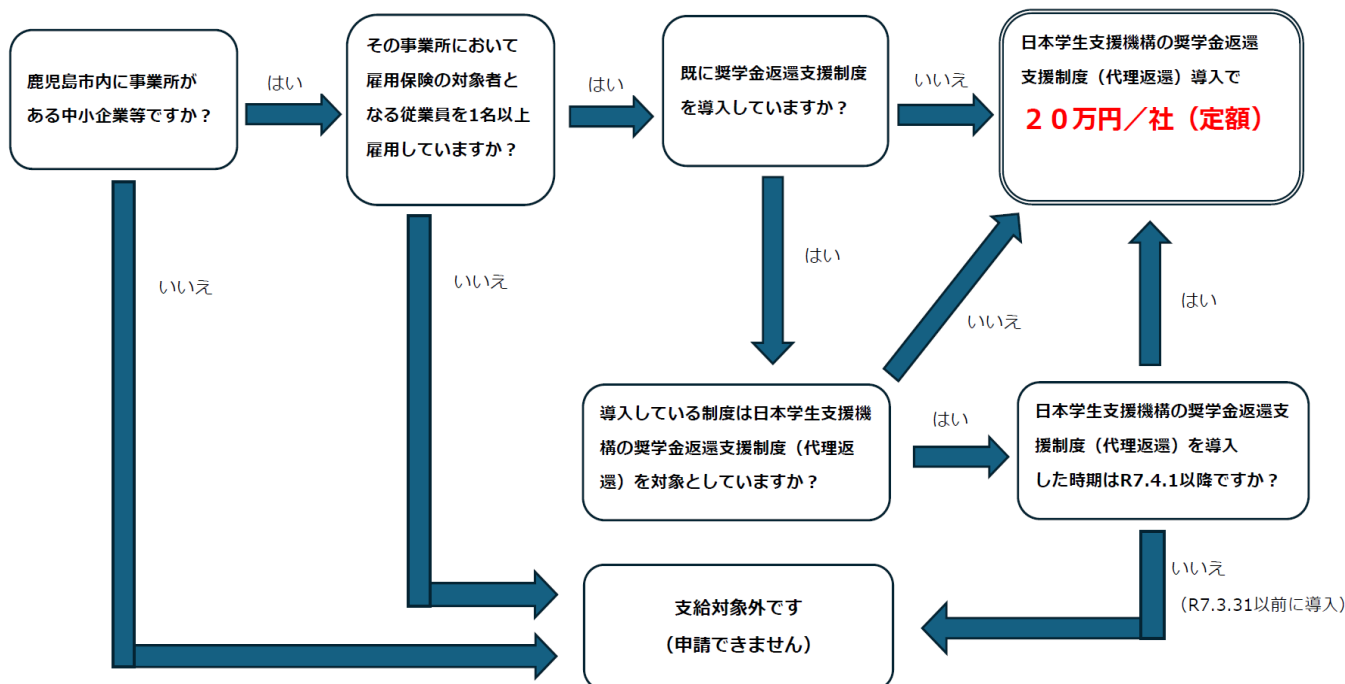
20万円／社（定額）

補助金は**先着順**ですので
お早めにお申込みください！



申請要件 フローチャート

※簡易フローチャートですので、支給要件の詳細はホームページでご確認ください。



貸与団体の代理返還制度について、詳しくは、ホームページでご確認いただくか、直接お問い合わせください。

独立行政法人日本学生支援機構 <https://www.Jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html>